

## 競争契約入札心得（電子入札用）

最終改正日 令和8年10月1日

### （目的）

第1条 山梨県発注の建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）、山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号。以下「執行規則」という。）及び山梨県電子入札運用基準（平成19年1月10日施行）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### （一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は財務規則第125条の公告において指定した期日までに、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申出なければならない。

### （入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する会計管理者又は出納員（以下「会計管理者等」という。）若しくは指定金融機関又は指定代理金融機関（以下「指定金融機関」という。）に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

- 一 入札保証金については、指定金融機関等に納付した場合は、保証金保管証書預り証
- 二 入札保証金に代わる担保については、会計管理者等に納付した場合は、保管有価証券預り書

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証（書）と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムの所定の入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 一般競争入札参加申請者及び指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することができない。

2 一般競争入札参加申請者及び指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムの所定の入力画面上において作成し、提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(配置予定技術者の配置ができなくなった場合の特例)

第5条の2 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、入札書の提出後に他の工事を落札したことにより配置予定技術者の配置ができなくなった者は、開札日の前日（開札の前日が土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始の休暇の日に当たる場合は、その日の前日）の10時までに執行所属あてに入札参加資格喪失届を提出することにより、当該入札のその後の手続に参加しないことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により入札参加資格喪失届を提出した者に準用する。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は

入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第7条の2 指名競争入札において、有効な入札をした者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。また、予定価格が事前公表の指名競争入札において、予定価格の制限の範囲内の入札をした者（最低制限価格を設ける入札においては、当該最低制限価格を下回る入札をした者を含む。）が1者となった場合も、当該入札を取りやめるものとする。

（無効又は失格の入札）

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札（第5条の2の規定により配置予定技術者の配置ができなくなった者が入札参加資格喪失届を提出したときのその者のした入札を含む。）
- 二 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 三 電子認証書を取得していない者のした入札
- 四 金額が入力されていない入札
- 五 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
- 六 明らかに連合によると認められる入札
- 七 その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号の一に該当する入札は、失格とする。

- 一 最低制限価格を設ける入札において、当該最低制限価格を下回ってなされた入札
- 二 総合評価落札方式による入札において低入札調査基準価格を下回って入札がなされ、低入札価格調査を実施することになった場合（次号において「低入札価格調査実施時」という。）であって、当該低入札調査基準価格を下回り、かつ、総合評価落札方式における落札者決定基準を満たした入札をした者が期限までに調査資料の提出をしなかったときの当該者のした入札
- 三 低入札価格調査実施時にその入札価格によっては契約の内容に適合した履行が確保できない恐れがあると認める場合の当該入札

（落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、次のとおり落札者を決定する。

- 1 総合評価落札方式による入札の場合は、落札者決定基準を満たし、かつ評価値が最高となった者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、低入札調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を実施し、当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときはその

者を落札者とせず、他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とする場合がある。

- 2 総合評価落札方式以外の入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第 10 条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は、評価値が最高の者）が 2 人以上ある場合、直ちに電子入札システムによりくじを行い、落札者を決定する。

(契約保証金等)

第 12 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第 3 条第 2 項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第 1 項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者等に納付し、会計管理者等が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第 1 項の規定により提供する契約保険金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(工事履行保証契約)

第13条 落札者は、前条第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付の免除が財務規則第109条の2第2号に該当する場合によるときは、契約書の案の提出と同時に、当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振え替えることができる。

(契約書等の提出)

第15条 契約書（請負金額が、150万円以下の場合は請書とすることができる。）は、財務規則に規定する契約締結の期限までに、契約書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期限までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 前二項において、契約書の提出とは、電子契約により契約を締結する場合においては、県が指定する電子契約サービスを利用して、契約書に電子署名の措置を講じることにより行うものとする。

(工事の着手)

第16条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。

(異議の申立)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。